

電気事業制度における特区要望への対応

平成 14 年 10 月 9 日
資源エネルギー庁

1. 自治体から提出された各種要望の類型

自治体から提出された電気事業制度に関連する各種要望を類型化すると大きく以下の通り。

特区における電力小売自由化範囲の拡大

・ 特定規模電気事業制度における対象需要家規模要件（原則 2000kw 以上）の緩和
分散型電源を活用した電力供給の容易化

- ・ 特定供給の要件緩和（供給者と需要家との間の密接な関係の要件緩和）
- ・ 特定電気事業制度の要件緩和（設備保有義務・供給義務の解除等）

託送制度の見直し

- ・ 特区内の託送料金引き下げ
- ・ 系統利用に当たってのルール（30 分間で需給を一致させる同時同量要件）の緩和

2. 自治体要望の実現に向けた当省の取り組み

自治体の要望実現に向けて真摯に検討を行い、当省としては以下の措置を通じて自治体要望に積極的に応えていくこととしている。

需要場所定義の明確化による整理

- ・ 現行法令の解釈の弾力化・明確化等を通じて、要望の具体的内容によっては、特区の全部あるいは一部を「一需要場所」として捉え、当該エリア内での電気のやり取りを可能とする方向で対応。

（例）コンビニートや中小企業団地など「一需要場所」として整理。

特定供給の容易化

- ・ 特区内における供給者と需要家との関係において、代替措置により需要家保護を要しない関係があることが担保可能であれば、資本関係・人的関係・生産工程における関係に関わらず、特定供給制度を活用することを可能とする方向で対応。

小売自由化範囲の拡大

- ・ 小売自由化範囲の拡大の在り方については、全国ベースで対応するものとして、現在総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において審議中であり、年内に結論を得る。